

女性議員が少ない理由、増えている理由

齋藤英之

I. はじめに

日本は先進国の中で特に政治の分野での男女平等が最も遅れている国であると繰り返し指摘されてきた。例えば、女性が政治や経済の意思決定に参加できる程度を測る総合的な指数に UNDP（国連開発計画）が開発した GEM（ジェンダー・エンパワーメント測定）がある。これは女性の稼働所得と、国会議員、専門職・技術職、行政職・管理職に占める女性の割合を用いて算出したものだが、日本はこの指数で 2001 年でも算出 64 カ国中 31 番目に過ぎない。また増えてきたと言っても、国会議員の中で女性議員の占める割合は先進国の中で最低であるばかりでなく、世界でも 119 番目である（表 1—1 先進国議会における女性議員の割合、22 頁）。

国際比較の観点からすると、依然として国会の場における「女性の過小代表」は解消されていない¹⁾。それでもこの 10 年を見れば、政策決定の場への女性の進出は著しいものがある。女性国会議員の割合にしても衆議院では 10 年前で現在の 1/3 以下に過ぎず、それまで 30 年以上にわたってほぼ 1% 台に過ぎなかったのである。これだけではない。例えば、戦後女性大臣は 2002 年 2 月までで延べ 26 名だが、その内 90 年代以降に任命されたものが 20 名（平成以降では 23 名）、国の審議会の女性委員比率は 75 年で 2.4%、85 年で 5.5%、90 年で 7.9% だったものが 2000 年で 20.9% まで上昇した。さらに地方政治のレベルでは 91 年以降 4 つの市で女性市長が、2000 年に大阪と熊本で女性知事が誕生した。都道府県議会・市町村議会・特別区議会を合わせた地方議会全体に女性議員の占める割合も 80 年 1.2%、90 年で 2.5% だったものが、99 年には 6.2%

まで上昇している²⁾。世論調査でも 92 年には「政治の場では男性優位である」と感じている人は 78.0% だったが、2000 年には 71.0% までに減っている（ただし女性が 77.1% であるのに対して男性 66.9% とその差は大きい³⁾）。

一体、どうして日本では政治の場への女性の進出がなかなか進まなかったのだろうか。また、それがどうしてこの 10 年で急激に増え始めたのだろうか。本稿では国際比較の視点を取り入れた上で、政治的要因や社会経済的要因だけでなく、人々の意識変化に注目して、その理由を明らかにしていく。

II. 女性議員と女性候補者の変化

まず、国会議員に占める女性議員の割合がどのように変化してきたのかを見ておこう（図 2—1 女性議員割合の変遷, 22 頁）⁴⁾。衆議院では戦後初めての第 22 回総選挙（大選挙区制限連記制）時の 8.4% を除けば 1-3% の間を上下していた。それが 90 年の第 39 回総選挙以降上昇し、2000 年には 7.3% に達した。一方、参議院は衆議院に比べて女性議員の割合は初めから高かったものの、86 年第 14 回まで 4-7% の間を推移していた。その割合が飛躍的に増加したのが「マドンナ選挙」と呼ばれた 89 年第 15 回通常選挙で 17.5% にまで達した。その後、増減を繰り返し、2001 年第 19 回選挙では 14.9% である。

女性議員の割合に影響を及ぼす要因は様々である。先行研究には、小選挙区制と拘束式比例代表制との選挙制度の違いを最も重視するものが多い⁵⁾。拘束式比例代表制では政党が自ら順位をつけた比例名簿を提示し有権者が政党名で投票するため、各政党の意思で候補者名簿に女性候補を登載でき、小選挙区制で候補者になるのに比べてはるかにロー・コストで選挙の場に立てるために多くの女性が候補者になれ、その結果、女性当選者の割合も高くなる。実際、「女性解放が進んだ」米国をはじめ、英国、カナダ、オーストラリアといったアングロサクソン系の国では小選挙区制度をとっており、女性議員の割合は決して高くない。世界

の歴史を見れば、1945年に両選挙制度での女性議員割合はほとんど変わらなかったにも関わらず（小選挙区 3.05%・比例代表制 3.16%）、その後、70年で2.23%と6.03%、80年で3.37%と11.79%、93年で9.47%と20.16%と大きく異なることから、社会的圧力の変化装置として比例代表制がよりセンシティブであるとされている⁹⁾。

日本の選挙制度に比例代表の要素が加わったのは83年実施の第13回参議院通常選挙からで、それまでの全国区に代わり比例区の名で拘束式比例代表制度が導入された（選挙時定数は選挙区76名に対して比例区50名）。その後、2001年の第19回選挙から比例区は非拘束式へ、定員も48名に削減された（選挙区は73名）。一方、衆議院には96年の第41回総選挙から小選挙区比例代表並立制として定数500のうち200を全国11のブロックに分けた拘束式比例代表制度が導入された（42回選挙では比例区のみ20議席減り180）。

ではその前後の女性議員の数を比較することで比例制導入による効果を見てみよう（図2—1女性議員割合の変遷、22頁）。参議院では80年第12回通常選挙において当選者に占める女性の割合は7.1%（全国区12.0%と地方区3.9%）であったのが、比例制度を導入した83年の第13回で7.9%（比例区16.0%と選挙区2.6%）、86年第14回で7.9%（10.0%と6.6%）と急激に増加したわけではない。一方、衆議院では比例制導入前の93年第40回総選挙での女性議員の占める割合は2.7%であったのが、導入後の96年第41回で4.6%、さらに2000年第42回で7.3%と急激に増えている。

現在までの「選挙制度別女性国会議員の当選状況」をまとめておこう（表2—1、23頁）。この単純な比較からだけでも、確かに日本でも比例制は女性議員を増やすことにポジティブな役割を果たしたことは明らかである。しかし衆議院で比例代表的側面があるとされていた1選挙区あたり定数2-6名の中選挙区制よりも小選挙区のほうが女性比率が高いこと、参議院では実質的に同じしくみである地方区と選挙区との女性議員比率の違いが全国区と比例区の比率差よりも大きいことを見れば、単

純に比例制度を導入すれば女性議員が自動的に増えるわけではないこともまた明らかである。

次に当選者の供給源たる候補者数の変化を見てみよう（図2—2 女性候補者割合の変遷，23頁）。候補者の割合でも衆議院と比較して参議院は多い。74年第10回まで3.3%から6.2%の間を上下していた候補者比率は77年第11回選挙で一挙に11.3%まで上昇する。次の第12回選挙では一旦6.3%まで減少するものの、83年第13回選挙での比例制導入後は92年第16回を例外に一貫して上昇し続け、2001年第19回選挙で初めて1/4を越えた。一方、衆議院では47年第23回を例外に83年第37回まで1.6%から3.4%の間を上下していたが、ようやく86年第38回から上昇し、2000年の第41回選挙で14.5%に達した。特に比例制が導入された96年第41回以降の上昇は著しい。

こうして見ると、比例制の導入は確かに候補者の増加に寄与している。ただ衆議院の場合、比例制導入の10年前から候補者の増加が始まっており、比例制導入がそれをさらに促したとしても候補者増加の直接的な要因とは言いがたい。

Ⅲ. 女性議員増加の要因

1. 女性議員増加要因と抑制要因

主に先進国を対象とした先行研究で女性議員の増加を促す要因として指摘されてきたものは、政治的要因、社会経済的要因、文化的要因の3つに大別できる。政治的要因としては先の選挙制度（比例制か小選挙区制か）以外に、議会での左派政党の優勢⁷⁾、社会経済要因としては女性の労働市場参加の増加や女性の教育水準の向上、利益集団や社会運動、特に女性団体の強さ、文化的要因としては政治的平等主義の広がりや社会における男性に対する女性の相対的な地位の上昇などが挙げられている⁸⁾。

途上国まで視野に入れると、開発・発展の程度が重要となる。発展に伴う過程は女性の政治的資源を増加させ、政治活動に対して現存する障

害を減じる。発展は男尊女卑といった伝統的価値を弱め、出生率を下げ、都市化を推進し、社会全体に女性に対する平等指向の態度変化をもたらすとされている⁹⁾。

日本での世論調査によると、「国の政策に女性の意見や考え方が反映されていない」と考える女性は75年では52%（男性49%）だったのが、97年では62.8%（男性53.2%）に上る。現実には平等の方向に社会全体のベクトルが向かってきたにも関わらず、女性の不満が大幅に上昇していることは、平等問題に対する女性の意識の高まりを示している。

反映されていない理由としては「国会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから」と答えた人の割合が一番高い（女性で29.5%・男性で30.4%、中でも20代の女性では38%）ことは、女性の意見を政治に反映させる手段として女性議員の増加が大切だと多くの人が認め、さらに2番目の理由として「女性の意見や考え方に対して国会や行政機関の側の関心が薄いから」（女性27.5%と男性31.5%）が多いことは政党を含めた政治機関に問題への対処を一義的に求めていると見なすことができる。

2000年調査で政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない理由（複数回答）としては一番多い「男性優位の組織運営」（女性50.1%・男性50.2%）と二番目の「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」（女性32.0%・男性30.3%）ではほとんど男女差はないが、「家族の支援・協力が得られない」（女性28.1%・男性21.2%）、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」（女性27.0%・男性21.9%）、「女性側の積極性が十分でない」（女性26.4%・男性24.1%）、「女性の能力開発の機会が不十分」（女性26.3%・男性22.8%）、「女性の活動を支援するネットワークの不足」（女性20.2%・男性14.5%）などでは男女差がかなり大きい。

こうした先行研究や世論調査の結果を踏まえて、日本の女性議員増加の要因を検討していこう。

2. 議員選出過程

議員選出過程（政治的補充）には様々な要因が絡んでいる。ノリスとルーベンスキーはその影響を「図3—1 政治的補充への影響要因」（23頁）に図示している。これを元に女性議員が誕生する過程を考え、日本の女性議員割合が低いものの、90年代以降増加している原因を明らかにしていく。

3. 女性が立候補の意思をもつ要件

政治家として必要な能力として、マックス・ウェーバーは、自らの政治的理想を実現することに対する情熱と、状況に応じた決定を下すことのできる適切な判断力と、自ら下した決定の結果に対する責任感を挙げた¹⁰⁾。これは男性であろうが女性であろうが、先天的な性格にその後の人生で後天的に獲得したものが加わって身につけていくものである。

IPU（列国議会同盟）が99年に65カ国187名の女性議員について実施したアンケート調査によると女性議員が議員選出過程に乗り出すことになった動機として最大のものは「現存社会の変革」であり、その割合は88%に上る。資源としての知識を蓄えるのも、変革を考えるのに必要な自らの理想を形成するのも教育であり、社会での経験である。事実、IPUによると女性議員の学歴はきわめて高く、大学学部卒が73%で、大学院修了者も14%を占めている¹¹⁾。

教育機会の拡充と家の外での仕事は社会や政治への関心を高め、判断力と責任感を養う機会を付与する。政治への関心は87年調査で男性77%に対して女性57%に過ぎなかったが、98年調査でも男性は変わらない76.7%だったのに対して、女性の関心は63.2%まで上昇している。学歴別に見ると大学卒業者の場合、男女差はほとんどない。98年調査で政治について関心があるとしたものは、中学卒で男性66.5%・女性53.7%、高校卒で男性78.6%・女性66.4%、短大・高専卒で男性77.1%・女性63.6%と男性に比べ女性の関心は12%以上低いのに対して、男性大卒者84.0%・女性大卒者83.9%となっている。また女性のうち有

職者と無職者（学生と主婦を含む）とを比較すると、前者 66.4% に対して後者 62.3% と有意な差がある¹²⁾。

日本女性の進学率は上がり続けている。高校への進学率は 60 年代末に男子とほぼ同率になると、その後は一貫して女子の進学率が男子の進学率を 2% ほど上回っている。高等教育機関への進学率では 70 年で男子 29.3% に対して女子は 17.3% であった。このうち 4 年制大学への進学率は男子 27.3% に対して女子は 6.5% で、女子の高等教育機関は短大が主に担っていた。男子の四大進学率は 75 年 40.4% まで上がった後 90 年 33.4% までほぼ下がり続け、その後上昇に転じ 99 年には 46.5% に達している。一方、女子の進学率はほぼ一貫して上がり続け、四大と短大を合わせた進学率では 89 年に男子 35.8% に対して女子 36.8% と逆転してしまう。さらに 96 年以降は短大進学率と四大進学率が逆転し、99 年で四大 29.4%、短大 20.2% となっている。まだ女子の高等教育機関進学者の 40% を短大が占めているものの、90 年代以降、男女の教育格差は著しく減少している¹³⁾。

女性の政治への進出が最も進んだ北欧諸国では、女性の労働市場への統合が男性に近い状態にまで進んでいる。統計上、労働人口の年齢区分が異なるため単純な数字の比較はできない。そこで男女間の差を比較してみると、スウェーデンで 4.6%、デンマーク 9.9%、ノルウェー 10.3% に対して日本は 27.1% といかにも大きい¹⁴⁾。日本の労働力率（＝15 歳以上の労働力人口（従事者＋休業者＋完全失業者）／15 歳以上人口）は 2000 年で男性 76.4% に対して女性 49.3% である。時系列で見ると男性は調査の始まった 53 年の 86.4% を最高にほぼ一貫して減少しているのに対して、女性は 55 年の 56.7% を最高に 75 年の 45.7% まで減りつづけ、その後上昇に転じ、91・92 年の 50.7% まで回復したもののその後再び減少に向かっている。15 年間でわずか 5% の上昇に過ぎない。しかし 25 - 34 歳の年齢区分だけは 75 年の 43.3% を最低にその後一貫して上昇しつづけ、2000 年には 63.9% までに達している。つまり「女性の社会進出」とは実際には高度成長期に結婚して家事に専念していた年齢層が、

晩婚化・非婚化によって働き続けているか、結婚後もあるいは出産後も働き続ける割合が増えたのであって、女性全体の労働力率が大きく上がったわけではない。北欧諸国に比べて格段に低い女性の労働力率は、政治への相対的な関与の低さへと繋がっている。しかし、この数字は近い将来急増する可能性がある。晩婚化・非婚化のさらなる進展だけでなく、結婚出産後も働き続けることを良しとする継続就業型の人の割合はこの8年で約10%増加し、33.1%（女性34.4%）となっている。

4. 女性候補者へのハードル

現代民主主義が政党政治である以上、国会議員になるには一般的に政党に入った上で選挙に出る。選挙は地盤・看板・カバンの「三バン」によって決定されるが、ヨーロッパの政党のような組織政党であれば、政党内での階段を踏み、候補者になれば党組織をあてにした選挙活動を行うことができる。しかし、日本の衆議院は長らく中選挙区で、政権獲得には同一政党の候補者が同一選挙区で戦わなくてはならないことから、大政党は議員政党であり、候補者自身が組織した後援会を基盤に独自に三バンを用意しなくてはならなかった。組織政党である共産党や公明党、「労組」党であった社会党や民社党に対して、自民党では「官僚・地方議員・秘書・二世」出身者が多いのは三バンを引き継ぐ形で容易に選挙資源を手に入れることが出来たからである。

国会議員の供給源たる官僚の中でも候補者前職の多い本省の課長職以上に当たる行政職旧1等級・現11級（本省部長）、旧2等級・現10級（本省課長）・現9級（本省室長）と指定職（事務次官・外局長・大学学長・試験所研究所長・病院長など）で女性の占める割合は75年で0.3%、85年で0.5%、95年で1.0%、98年でも1.1%に過ぎない。ただし国家公務員採用試験旧上級（甲種）・現I種での女性合格者の割合は年々増え続け、75年で4.8%だったものが、85年6.3%、95年13.2%、2001年で14.8%に達した。地方議員、中でも国会議員候補者の前職が多い都道府県議会議員の中で女性議員の占める割合は76年で1.2%、87年

で2.2%、95年3.1%で、99年で一挙に5.5%まで増えるが、これは国会議員の割合よりも低い¹⁵⁾。野党議員の主な供給源であった労働組合も70年代以降女性組合員は300万人を超え、全組合員に占める割合は28%前後であるが、企業以上に「男性天国」と言われ、89年の発足以来「女性の参加しやすい組合づくり」を標榜してきた日本労働組合総連合会(連合)も99年現在で女性中央執行委員比率は6.5%、女性執行委員のいない組合も73%に上っている¹⁶⁾。全選挙区に候補者を立て続ける共産党を除けば、女性候補が唯一の公認候補となるのは中・小規模政党では「男性優位の組織運営」もあり、きわめて困難であった¹⁷⁾。

しかし、90年代初頭から続いてきた政党システムの揺らぎは、候補者になろうとする女性にとっては有利な状況を生み出した。新たに誕生した日本新党と、自民党から分裂・成立した新生党とさきがけの3新党が登場した93年衆院選、それに続く細川連立政権の成立と自民党の下野、さらに短期間で細川政権瓦解とその後の政党の離合集散は、長期間にわたって各政党の中で形作られてきた従来の「男性優位」の手続きの変更を余儀なくさせた。新党は候補者の新たなリクルートメント先を見出す必要があったし、他党から守旧派とのレッテルを張られた自民党も「改革」を標榜する他党に対抗上、従来とは異なった資源からの候補者供給が要請され、従来に比べて候補者も当選者も女性が増えることに繋がったのである(表3-1 衆議院政党別女性議員, 24頁)。

世論調査で女性の政界進出阻害要因第2位に挙がった「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」ということに関して、きわめて象徴的な出来事があった。86年衆参同時選挙で惨敗を喫した日本社会党は、土井たか子を委員長に選出し、日本の政党政治史上初めて女性党首が誕生した。87年の統一地方選挙、89年参院選、90年衆院選と大幅に議席を増やし、参議院では初の与野党逆転を実現させた。89年の参院選では当選者72名の内11名が、90年衆院選では133名中7名が女性によって占められた。ここには土井委員長の「労組依存型」から女性を含めた「市民型」への転換の意図が表現されている。しかし3つの選挙

における勝利はその意図を理解した上で有権者が社会党を積極的に支持した結果ではなく、あくまで自民党の敵失に対する批判に過ぎず、91年統一地方選挙で完敗を喫すると土井委員長は退陣することになった。土井はその後、93年細川連立政権の下で初の衆院議長となり、さらに96年社会党が社会民主党と党名変更後、民主党結成に多くの議員が移行する中、衆院選直前に村山富市党首から交代して再び党首へと振り返った。96年衆院選、98年参院選と惨敗したものの、2000年衆院選では健闘し、当選者19名のうち10名が女性を占め、「女性の党」となった。しかし続く01年参院選では候補者24名中10名の女性候補を立てたものの、当選者3名女性1名という結果に終わった。土井のイニシアチブは女性議員を増やすことへのリーダーの意図が重要であるものの、それだけでは女性議員を増やすことはできないという限界をも示している。

IPUによれば女性議員の61%が既婚者で、73%に子供がいる。男女平等が進んだと言われている国でさえ、家事の60-70%は女性によって担われている以上、「家族の支援と協力」は立候補しようとする女性にとって不可欠なものである。90年代初頭でのアメリカ・カナダ・イギリス・フィンランド・日本の国際比較によると、1週間あたり家事に費やす時間は有職女性では平均3時間20分で国による差は小さいのに対して、日本の有職男性は31分で他の4カ国の平均1時間53分と比べて大きな差がある¹⁸⁾。

家庭内での家事分担が改善しないとすれば、福祉の充実、狭義には家事や育児の社会化がどの程度進み、女性の負担が軽減されているかが、女性が外で働いたり、選挙に出たりするには大切になる。事実、北欧では福祉国家の程度が高いことが女性議員の割合が高い大きな要因であることが先行研究によって指摘されている。

経済企画庁（現内閣府）が新国民生活指標の働く女性に関する経済・社会指標を使って算出した「女性の働きやすさ指標」によると、80年を100とした場合、96年には112.82と上ったものの、先進23カ国内で比較すると80年で指標値46.99、16位だったものが（1位はスウェーデン

58.26)、95年には44.05、19位と下がっている（1位スウェーデン61.81）¹⁹⁾。

確かに、女性の行動の自由を奪ってきた育児や介護などジェンダー的不平等状況も、改善へ向けての整備が日本でも90年代によく始まった。91年5月育児休業法が成立し、92年4月から施行された。同法は95年6月一部改正され、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が成立し、99年4月に施行された。97年12月には介護保険法が成立し、2000年4月に施行された。しかし、男性の家事分担、家事の社会化という点では依然として低い状態が続いており、家事の負担は女性の能動的な政治進出への妨げとなっている。

5. 女性の投票行動

まず投票率の変化を見てみよう（図3-2投票率の変遷、24頁）。衆参両院選挙とも戦後初の選挙において男性の投票率が女性の投票率を10%以上上回っていたのが、徐々に縮まり、衆議院では69年第32回選挙以降、参議院では68年の第8回選挙以降、女性の投票率が上回り、その後95年第17回を例外に0.1-2.7%女性の投票率が高い状況が続いている。

男女の投票率が60年代末に逆転した理由として、参政権を行使しようとしないうちの戦前生まれの旧世代が参政権の行使を少なくとも男性と同程度には行おうとする新世代に取って代わられたことと、旧世代も学習効果によって投票傾向が増加したこと、強く支持する政党を持つ層が減るという脱政党化によって男性有権者の投票率が下がったことが指摘されている²⁰⁾。

女性の高い投票率は女性の政治への高い関心を示すものでは決してなかった。74年の世論調査では「関心がある」（非常に関心がある+ある程度関心を持っている）が男性で77.1%だったのに対して女性は57.1%、90年で男性81.3%に対して女性60.5%と、確かに女性の関心は高まったものの依然として男性との差は20%以上あった。

女性の高い得票率は動員による場合が少なくなく、義務感からの投票や無争点投票が動員投票であることを示すとされた²¹⁾。義務感からの投票では71年選挙時の男性32%、女性39%から、77年を例外に86年まで31-45%の間を上下し、その間ほぼ一貫して5%前後、女高男低を示していた。それが89年に3%の差となり、98年では男性21.7%と女性23.8%と2.1%まで縮まった。争点無考慮投票も5-9%の差で女高男低を示していたが(72年で男性13%に対して女性16%)、98年には両者とも5.7%と全く同率を示した。つまり、現在ではもう従来指摘されてきた女性投票には動員の側面が強いということはなくなっている。

ヨーロッパに関する先行研究では、女性は長らく保守的な投票行動、すなわち男性と比較して右派政党により多くの支持を与える投票行動をとることが指摘されてきた。この「伝統的なジェンダー・ギャップ」の原因としては宗教性、平均寿命の長さ、労働市場への参加の程度が挙げられていた。しかし、80年代になると女性は男性よりも左派政党指向を示す「新しいジェンダー・ギャップ」が出現する²²⁾。

こうした西欧の投票行動傾向に対して、日本での投票行動で男女間の差、特に左右両翼の政党への投票行動について大きな特徴はない。唯一、男性と比べて93年衆院選を除けば、自民党に対する女性の投票が1.7-5.4%低いということである。前回との政党得票率の増減も男女間でほとんど変わらない。しかし投票の際の争点についてはある程度の差異が男女間にある。考慮した問題として福祉、経済、税金などの社会政策については毎回40%以上の有権者が挙げるが、これらの問題への考慮率で女性のほうが3-5%高い。また憲法や防衛をはじめとする政治システム問題の考慮率は決して高くないが、それでも男性は女性の倍程度ある。例えば「行政改革解散選挙」と称された96年衆院選時、男性の40.5%が行政改革を争点として挙げたのに対して女性は19.4%に過ぎなかった。

こうした投票行動は女性議員の増加にとってどのような意味を持つのだろう。女性運動家や実際に選挙に関わった女性たちの中には、女性の

政治的関心が投票にリンクすることを妨げていた抑制を取り払うには女性候補という「はけ口」が必要であり、ひとたび女性候補が立候補すれば多くの女性から支持を獲得できるとの考えがあるようである²³⁾。しかし現在女性有権者は、女性議員が少ないことを問題だと認識しながらも、それだけの理由で女性候補に投票することはない。2000年衆院選では同一選挙区で複数の女性候補が立候補することも珍しくなくなった。政治への関心を高めた女性たちが政策考慮の投票行動をとるようになってきた以上、その要求を満たす選挙戦の展開が必要となっている。

北欧では、労働市場への女性の統合と、それに伴う男性の家庭生活に対するより大きな関与、それを支援する強力な福祉制度が女性の政治システムへのよりよい統合へとつながり、さらに労働市場や政治的環境、家庭でも依然として存在している不平等が、急激に高まっている女性の期待感と緩慢にしか進まない現実の変化との間に緊張関係を作り出し、それゆえに女性がより左派的、フェミニスト的姿勢をとると説明されている。

例えば、スウェーデンの98年選挙時の調査で、考慮点として重要であると考えた人の割合が高い問題として雇用(89.6%)、教育(89.5%)、経済(89.4%)、医療(87.5%)がある。男女平等に関しては女性の77.3%が重要であるとしているのに対して、男性は51.3%に過ぎない²⁴⁾。スウェーデンでは依然として男女平等が選挙での重要な争点になっているのである。そう考えると、日本でも「男女平等」を目指した社会政策の実施をイシューとして提示することが特に女性候補者には必要となっている。

6. 性別役割規範と国際環境

最後に、ノリスとルーベンスキーの政治的補充の図に示されていないより大きな社会規範と国際環境について検討しておく。

女性は依然として社会全般で男性優位であると感じ、性別役割規範の強さをその第一の理由として挙げている。96年の国際比較調査で男性優

位と答えたのは女性でスウェーデン 84.2%、ドイツ 81.5%、日本 79.8%、米国 70.7%、男性で各々 69.6%、50.6%、70.0%、58.1%、その理由として性別役割規範を挙げた女性の割合は各々 75.3%、76.7%、66.4%、84.1%、男性は 73.8%、76.7%、65.9%、77.2% となっている。世論調査では政治に女性が進出していない理由としては 4 番目だったが、性別役割規範は直接的に議員選出過程に影響を及ぼすだけでなく、教育機会や社会進出、男性優位の組織運営などを通じて選出過程に影響を及ぼしているため、人々の認識以上に影響力があると言える。

この役割規範が 90 年代以降日本で著しく弱体化している。「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合は 87 年で 26.9%（女性 31.9%・男性 20.2%）、90 年で 39.1%（女性 43.2%・男性 34.0%）が 2000 年では 48.3%（女性 53.5%・男性 41.9%）となっている。「どちらとも言えない」との回答は時期に関わらず 20% 台後半で、これを肯定する者の割合は 87 年の 43.1% から、2000 年には 25% までに激減し、否定する者は約半数に達している。

性別役割意識弱体化には、男女平等への国際的取り組みやそれに呼応した形で展開されてきた女性団体の活動や行政の取り組みが寄与してきたことは言うまでもない²⁵⁾。

国連は、75 年の国際女性年世界会議を第 1 回に、「国連女性の 10 年」（76 - 85 年）を経て、80, 85, 95 年と 4 回の世界女性会議（政府間会議と NGO フォーラム）と、2000 年には特別総会「女性 2000 年会議」を開催してきた。参加者数は、第 1 回の政府間会議が 133 カ国 2000 人、NGO フォーラム 6000 人から、第 4 回では 189 カ国 1 万 8000 人と 3 万 1000 人に上っている。この間、75 年「世界行動計画」、79 年「女性差別撤廃条約」（日本は 85 年に批准）、85 年「ナイロビ将来戦略」、95 年「北京宣言」「行動綱領」などのガイドラインや条約を採択した。また 1889 年に設立され現在加盟 138 カ国の国際組織 IPU（列国議会同盟）も国連と歩調を合わせ、各国議会で女性議員を増やすための調査とその公表、国際会議の開催、行動計画の策定など男女平等への活動を行っている。

国内では、国際女性年にあたり国連 NGO 国内婦人委員会の呼びかけで全国 41 の団体（現在 47 団体）が「国際婦人年連絡会」を結成し、政府や自治体に政策推進を働きかけるだけでなく、国際的な活動に参加している。政府も 77 年「国内行動計画」、85 年「雇用機会均等法」、87 年「新国内行動計画」、91 年「新国内行動計画（第一次改定）」、96 年「男女共同参画 2000 年プラン」、2000 年に「男女共同参画社会基本法」を策定・制定した。また 91 年計画（改定）で最重要課題とされた「男女共同参画型社会形成」を促進する正式機関として 94 年に内閣に男女共同参画推進本部、その事務局として男女共同参画室を総理府に、男女共同参画審議会（設置根拠を政令から 97 年法へ移行）を発足させた。2001 年の省庁再編に伴い、内閣府の男女共同参画会議と男女共同参画局へと改編させた。

こうした動きが社会全体の男女平等意識を高め、性別役割規範の希薄化を招き、女性議員増加への好ましい環境を作り出してきたのである。

IV. おわりに

日本の国会で女性議員の占める割合は依然として国際比較の観点から見てきわめて低いものの、この 10 年での増加は際立っている。本稿ではその理由を検討してきた。従来、女性議員の割合を高めるものとして最も重視されてきたのが比例代表制の存在である。確かに日本でも比例制導入は女性議員増加の促進要因として働いたが、それだけでこの 10 年の増加を説明することはできない。

女性の政治や社会に対する関心が男性よりも従来低かったのは、教育の程度や労働市場への参加割合が男性と比べて低かったことと関係している。それが高等教育機関への進学率で 90 年を直前に男性の割合を超越し、25 - 34 歳の年齢区分では 25 年間で 20% 以上女性の労働力率が上がる中で、政治への関心も高まり、特に大卒では政治への関心について男女差は消滅した。また従来、女性の投票率が男性よりも高いという事実は、政治への関心の高さを示すものではなく、むしろ動員の面が強い

とされてきたが、この面でも 90 年代末になると男女差は消滅している。

女性の中で政治に関心を持つ層が増大する中で、高学歴化と労働市場への参加によって得られた知識や資源を元に、「現在の社会を変えていこう」という意識を持って候補者になる層も増えていく。しかし実際に女性が候補者になるには男性以上にいくつものハードルを越えなくてはならない。

立候補の意志を持った女性が選挙に打って出ることを妨げていたのは直接的には選挙制度であった。衆議院の中選挙区制度では、候補者は自らが組織する後援会を基盤に三バンを獲得することが必要であったが、その点で女性は不利であった。三バンを手に入れやすい国会議員の供給源となっていた職種に就いている女性の割合も従来きわめて低かった。

参議院では 83 年、衆議院では 96 年の選挙から導入された比例制では政党にその意志さえあれば女性候補を増やすことができるようになった。しかし参議院ではすぐに女性候補は増えなかった。80 年代では依然として世論の男女役割規範が強かったからである。衆議院で比例制導入後、候補者も当選者も女性が急増したのは、90 年代になって急激に男女役割規範が希薄化したことに加え、自民党分裂と新党結成に続く政党の離合集散の繰り返しによって政党システムが揺らぎ、それまでとは異なった候補者供給源として「女性が発見された」ことが大きい。

家事や育児の社会化も進まず、女性の家庭内での負担が依然として大きいことは女性が選挙に出るには高いハードルとなっている。70 年代半ばから始まった国連を舞台にした男女平等推進の動きやそれに呼応して展開された国内の運動や政府の取り組みもあり、90 年代以降育児休業法や介護保険法、男女共同社会参画基本法などが制定され、男性の性別役割意識も急激に薄れてきたにもかかわらず、依然として男性の家事分担は国際比較の観点から見てもきわめて短時間のままである。

90 年代以降の大きな状況変化によって女性議員は確かに増えてきた。しかし増加を抑制してきた要因の改善状況がまだ不十分なために依然として国際的水準からは低いレベルにとどまっているのである。

日本の女性自身は政治の場において女性は依然として過小代表であると考えている。しかし一方で、女性であるという理由だけで女性候補に女性有権者が投票することはもはやほとんどない。政党の側も政治家としての質を考慮した上で候補者を選定するだけでなく、スウェーデンのように男女平等を政策課題として継続的に有権者に提示することが必要となっている。

女性議員の割合は社会の様々な分野における男女平等の進展具合の関数である。しかし、逆に最も平等が遅れているとされる分野で平等が進展すれば、他の分野へ波及することも考えられる。そうであるならば、暫定的な措置として（半）強制的な手段を講じてでも女性議員の割合を高めることは意義あることである。

女性議員の割合を増やす方策としては、クォータ（議席割当）制がある。これは候補者や議員、政党内の上級ポストへの女性の進出を目的に、一定比率を女性に割り当てるもので、法律で定める場合と政党が自主的に制定する場合がある。多くの国で採用されるようになったこのしくみを日本でも採用する時期がそろそろ来ているようである²⁶⁾。

註

- 1) 女性議員が少ないこと＝「女性の過小代表」を問題と認識すること自体、様々な議論がある。それについては例えば Sawyer, Marian. 2000. 'Parliamentary Representation of Women: From Discourses of Justice to Strategies of Accountability', *International Political Science Review* 21:361-380 を参照。
- 2) 総理府編、2000年、『平成12年版男女共同参画白書』大蔵省印刷局。
- 3) 本稿で用いる旧総理府（現内閣府）実施の世論調査は以下のとおりである。1972年10月「婦人に関する意識」、1975年7月「男女平等に関する世論調査」、1979年10月「婦人に関する世論調査」、1984年9月「婦人（Ⅱ）に関する世論調査」、1985年3月「女性に関する世

論調査」、1987年3月「選挙（棄権）に関する世論調査」、「女性に関する世論調査」、1990年10月「女性の就業に関する世論調査」、1992年11月「男女平等に関する世論調査」、1995年7月「男女共同参画に関する世論調査」、1996年8月「男女共同参画に関する4か国意識調査（日本、アメリカ、スウェーデン、ドイツ）」、1997年9月「男女共同参画社会に関する世論調査」、1998年9月「男女共同参画社会に関する有識者アンケート調査」、2000年12月「社会意識に関する世論調査」。

- 4) 選挙関係の数字はすべて旧自治省・現総務省選挙部による。
- 5) Duverger, Maurice. 1955. *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*, London: Methuen; Lakeman, Enid. 1970. *How Democracies Vote*, London: Feber; Castles, Francis. 1981. 'Female Legislative Representation and the Electoral System', *Politics* 1:21-26; Rule, Wilma. 1981. 'Why Women Don't Run: The Critical Contextual Factors: Impediments in Women's Representation', *Western Political Quarterly* 34:60-77, 1987. 'Electoral Systems, Contextual Factors and Women's Opportunity for Election to Parliament in Twenty-Three Democracies', *Western Political Quarterly* 40:477-498; Norris, Pippa. 1985. 'Women's Legislative Representation in Western Europe', *West European Politics* 8:90-101; Matland, Richard E & Michelle M. Taylor. 1997. 'Electoral System Effects on Women's Representation: Theoretical Arguments and Evidence from Costa Rica', *Comparative Political Studies*, 30:186-209.
- 6) Matland, Richard E. & Donley Sudlar. 1996. 'The Contagion of Women Candidates in Single-Member District and Proportional Representation Electoral Systems: Canada and Norway', *The Journal of Politics* 58:707-733.
- 7) Rule, Wilma. 1987. *op.cit.*

- 8) Togeby, Lise. 1994. 'Political Implications of Increasing Numbers of Women in the Labor Force, *Comparative Political Studies*, 27:211-240; Darcy, Robert., Susan Welch & Janet Clark. 1994. *Women, Elections, and Representation*. 2nd ed. Lincoln: Nebraska University Press; Kazenstein, M. Fainsod & Carol M. Mueller eds. 1987. *The Women's Movement of the United States and Western Europe*, Philadelphia: Temple University Press; Gelb, Joyce.1989. *Feminism and Politics*, Berkeley: University of California Press.
- 9) Matland, Richard E. 1998. 'Women's Representation in National Legislatures: Developed and Developing Countries, *Legislative Studies Quarterly*, 23:109-125. さらに、シーロフは先行研究から文化的経済的因子を 11、選挙制度因子を 6 抽出し統計的处理をした上で、早期の完全な女性参政権獲得と高い福祉国家の程度、拘束式比例代表制、政党システム内での左派政党優位の組み合わせが、高い女性議員割合に対して最も説明力を持つとしている。Siaroff, Alan. 2000. 'Women's Representation in Legislatures and Cabinets in Industrial Democracies', *International Political Science Review*, 21:197-215.
- 10) マックス・ウェーバー、1952 年、『職業としての政治』岩波書店。
- 11) Inter-Parliamentary Union. 2000. *Politics: Women's Insight*, Geneva: IPU.
- 12) 本稿で用いる政治意識（政治一般と投票行動）についてのデータは旧公明選挙連盟・現明るい選挙推進協会（旧自治省・現総務省の外郭団体）が 1958 年以降国政選挙後に実施し、公開している 72 年以降のサーベイ・データに基づいている。
- 13) 文部省・文部科学省、「学校基本調査」。
- 14) 日本の数字は総務庁・総務省統計局「労働力調査」、海外の数字は ILO. 1999. *Year Book of Labour Statistics*。
- 15) 公務員の数字は人事院調べ、地方議会女性議員割合の数字は旧自

- 治省調べ。財団法人市川房枝記念会、1997年、『女性参政関係資料集』市川房枝記念会出版部、総理府編、2000年、前掲書。
- 16) 井上輝子・江原由美子編、1999年、『女性のデータブック』第3版、有斐閣、164、165頁。
 - 17) なお、女性の地方議会議員と公務員管理職、全国規模の女性団体役員といったキャリア層、消費者団体や労組、市民団体メンバーの活動層では女性の政治・社会参画を阻害する要因としてこの「男性優位の組織運営」を上げる者の割合はそれぞれ71.6%と62.5%と一層高くなっている。(財)東京女性財団、1993年、「女性の政治・社会意識の形成過程に関する調査」。
 - 18) 鈴木泰、1994年、「国際的にみた日本人の意識と生活時間の特徴：欧米6カ国との比較」『放送研究と調査』94年12月号。また98年の総務庁「社会生活基本調査」でも男性の1週間の家事時間は27分となっている。
 - 19) 経済企画庁、1998年、「新国民経済指標」。
 - 20) 綿貫謙治、1992年、「有権者としての日本人女性」『リヴァイアサン』8号24-29頁。
 - 21) Verba, Sidney, Norman H. Nie & Joe-on Kim. 1978. *Participation and Political Equqlity*. Cambridge: Cambridge University Press (1981年、『政治参加と平等』、東京大学出版会)。 杉正夫、1975年、「日本における婦人の投票行動」『法政研究』41巻3号。
 - 22) Shapiro, Y. Robert & Haroreet Mahajan. 1986. 'Gender Differences in Policy Preferences: A Summary of Trends from the 1960s to the 1980s', *Public Opinion Quarterly*, 50:42-61; Inghart, Ronald & Pippa Norris. 2000. 'The Developmental Theory of the Gender Gap: Women's and Men's Voting Behavior in Global Perspective', *International Political Science Review*, 21:441-463.
 - 23) 例えば、「マドンナ選挙」時に高知県選挙区で当選した社会党候補

の支援者が「高知では女性の政治意識が高かったものの、これまでは
け口がなく、それだけに（社会党が衆参両院を通じて初めて擁立し
た）女性候補への期待が大きかった」と勝因分析していることが先の
綿貫論文で紹介されている。出所は『毎日新聞』1989年8月23日。

- 24) SSV. 1998. *VALU-98 - SVT: s vallokalsundersökning riksdags-
valet 1998*. 日本の調査は13個前後（調査毎に多少異なる）予め挙
げられた課題の中から考慮するという回答形式であるのに対して、
スウェーデンでは個々の課題ごとに5つの程度を答えるものである
ためにその数字自体を比較することは出来ない。なお、日本の調査の
争点項目に「男女平等」はない。
- 25) 総理府編、2000年、前掲書；内閣府男女共同参画局 HP ([http://
www8.cao.go.jp/danjyo/index.html](http://www8.cao.go.jp/danjyo/index.html))；井上輝子・江原由美子編、
1999年、前掲書；IPU. 1997. *What the IPU is doing*, Geneva: IPU .
- 26) IPU. 1992. *Women and Political Power*. Geneva: IPU; IPU. 1997.
Men and Women in Politics: Democracy in the Making. Geneva:
IPU.

図表

ランク	国名	下院(一院)女性議員割合				上院女性議員割合	
		1980年	1990年	2001年	変化2001-1980年	2001年	上院ランク
1	スウェーデン	27.8	38.1	42.7	14.9	—	—
2	デンマーク	23.5	33.0	37.4	13.9	—	—
3	フィンランド	26.0	31.5	36.5	10.5	—	—
4	ノルウェー	23.9	35.8	36.4	12.5	—	—
5	オランダ	13.3	21.3	36.0	22.7	26.7	10
6	アイスランド	5.0	20.6	34.9	29.9	—	—
7	ドイツ	7.3	15.4	30.9	23.6	24.6	12
8	ニュージーランド	4.3	16.5	30.8	26.5	—	—
11	スペイン	5.4	14.6	28.3	22.9	24.3	13
21	ベルギー	7.5	8.5	23.3	15.8	28.2	8
22	オーストラリア	2.4	2.4	23.0	20.6	30.3	7
22	スイス	10.5	14.0	23.0	12.5	19.6	16
28	カナダ	5.0	13.3	20.6	15.6	32.4	3
33	ポルトガル	6.8	7.6	18.7	11.9	—	—
35	イギリス	3.0	6.3	17.9	14.9	15.6	22
41	ルクセンブルグ	13.6	13.3	16.7	3.1	—	—
53	アメリカ合衆国	3.7	6.2	14.0	10.3	13.0	27
55	イスラエル	6.7	6.7	13.3	6.6	—	—
64	アイルランド	4.1	7.8	12.0	7.9	18.3	18
72	フランス	4.3	6.9	10.9	6.6	5.9	45
88	イタリア	8.4	12.9	9.8	1.4	7.7	38
119	日本	1.8	2.3	7.3	5.5	17.8	20

表1-1 先進国議会における女性議員の割合

出所：IPU（列国議会同盟）資料による（IPU.1995.Women in Parliaments : 1945-1995, A World Statistical Survey, Geneva:IPU. および <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>）

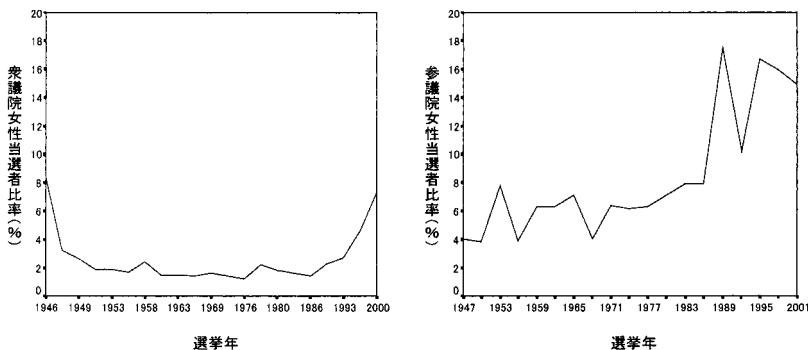


図2-1 女性議員割合の変遷

選挙区分 選挙回数	衆議院				参議院			
	大選挙区 第22回	中選挙区 第23-40回	小選挙区 第41・42回	比例代表 第41・42回	全国区 第1-12回	地方区 第1-12回	比例代表 第13-19回	選挙区 第13-19回
女性当選者数 (延べ)	39人	168人	20人	38人	65人	32人	51人	53人
当選者総数 (延べ)	464人	8774人	600人	480人	671人	980人	348人	530人
女性比率	8.4%	1.9%	3.3%	7.9%	9.7%	3.3%	14.7%	10.0%

表 2 — 1 選挙制度別女性国会議員の当選状況

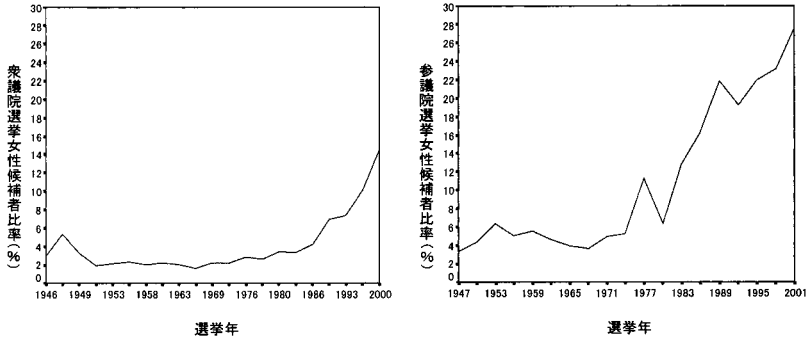


図 2 — 2 女性候補者割合の変遷

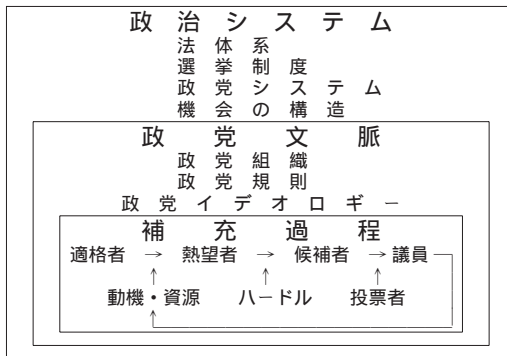


図 3 — 1 政治的補充への影響要因

出所：Morris, Pippa and Joni Lovenduski, 1995, *Political Recruitment: Gender, Race and Class in the British Parliament*, Cambridge : Cambridge University Press, p.184.

回数	年	共産党			社会党・社民党			民主党			公明党			自民党		
		女性	総数	率	女性	総数	率	女性	総数	率	女性	総数	率	女性	総数	率
28	1958	0	1	0	8	166	4.8							3	287	1.0
29	1960	0	3	0	4	145	2.8							2	296	0.7
30	1963	0	5	0	4	144	2.8							2	283	0.7
31	1967	0	5	0	3	140	2.1				0	25	0.0	3	277	1.1
32	1969	1	14	7.1	2	90	2.2				2	47	4.3	3	288	1.0
33	1972	2	38	5.3	2	118	1.7				0	29	0.0	2	271	0.7
34	1976	2	17	11.8	2	123	1.6				0	55	0.0	1	249	0.4
35	1979	7	39	17.9	2	107	1.9				0	57	0.0	1	248	0.4
36	1980	7	29	24.1	2	107	1.9				0	33	0.0	0	284	0.0
37	1983	4	26	15.4	2	112	1.8				0	58	0.0	0	250	0.0
38	1986	4	27	14.8	2	85	2.4				0	56	0.0	0	304	0.0
39	1990	2	16	12.5	7	133	5.3				1	45	2.2	0	275	0.0
40	1993	2	15	13.3	3	70	4.3				2	51	3.9	1	223	0.4
41	1996	4	15	26.7	3	15	20.0	3	52	5.8	-	-	-	4	239	1.7
42	2000	4	20	20.0	10	19	52.6	6	127	4.7	3	30	10.0	8	233	3.4

表 3—1 衆議院政党別女性議員

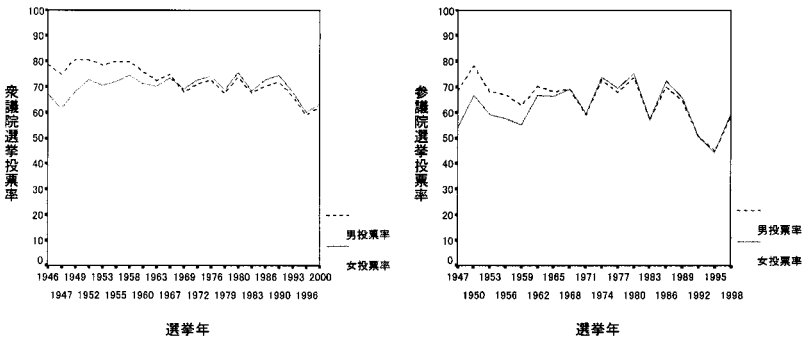


図 3—2 投票率の変遷